

平成27年10月から



マイナンバーが国民のみなさまのもとに！

平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- ・ マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・ 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・ マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。



行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・ 社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・ 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。



事業者は、行政手続などのため、**従業員**などのマイナンバーを取り扱います。

- ・ 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・ 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

導入準備は進んでいますか？

<担当者の明確化と番号の取得>

- ☐ マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- ☐ マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- ☐ マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。

※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

<マイナンバーの管理・保管>

- ☐ マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- ☐ パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- ☐ 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

ご不明な点は マイナンバーのコールセンター
0570-20-0178 へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405に繋がってください。



内閣府

Cabinet Office, Government of Japan

（平成27年5月作成）

新たな食料・農業・農村基本計画について

関東農政局前橋地域センター

食料・農業・農村基本法に基づく、新たな「食料・農業・農村基本計画」が3月31日に閣議決定されました。

この中で、食料自給率目標については、計画期間内における実現可能性を重視し、10年後(平成37年度)にカロリーベースでは現状39%から45%に、金額ベースでは現状65%から73%に引き上げる目標を設定しています。さらに、食料安全保障に関する国民的な議論を深めるため、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を新たに提示しています。

また、具体的施策として、

1. 輸出拡大に向けた取組の強化や6次産業化の促進による新たな需要の取り込み
2. 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化や米政策改革の着実な推進による需要に応じた生産の推進
3. 農協改革や農業委員会改革による意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境づくり
4. 集落機能の「集約とネットワーク化」
など地方創生に関する取組の強化などを進めていくこととしています。

なお、下仁田町に特に関係が深い農村の振興に関する国の施策については、以下のとおり推進することとしています。

①多面的機能の発揮を促進するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を着実に推進するとともに、地域コミュニティ機能を維持するため、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と周辺集落とのネットワーク化を推進する。また、深刻化、広域化する鳥獣被害への対応を図る。

②農産物等を活かした新たな価値の創出、バイオマスを基軸とした新たな産業の振興、再生可能エネルギーの生産・利用、農村への関連産業の導入等を通じ、農村全体の雇用の確保と所得の向上を推進する。

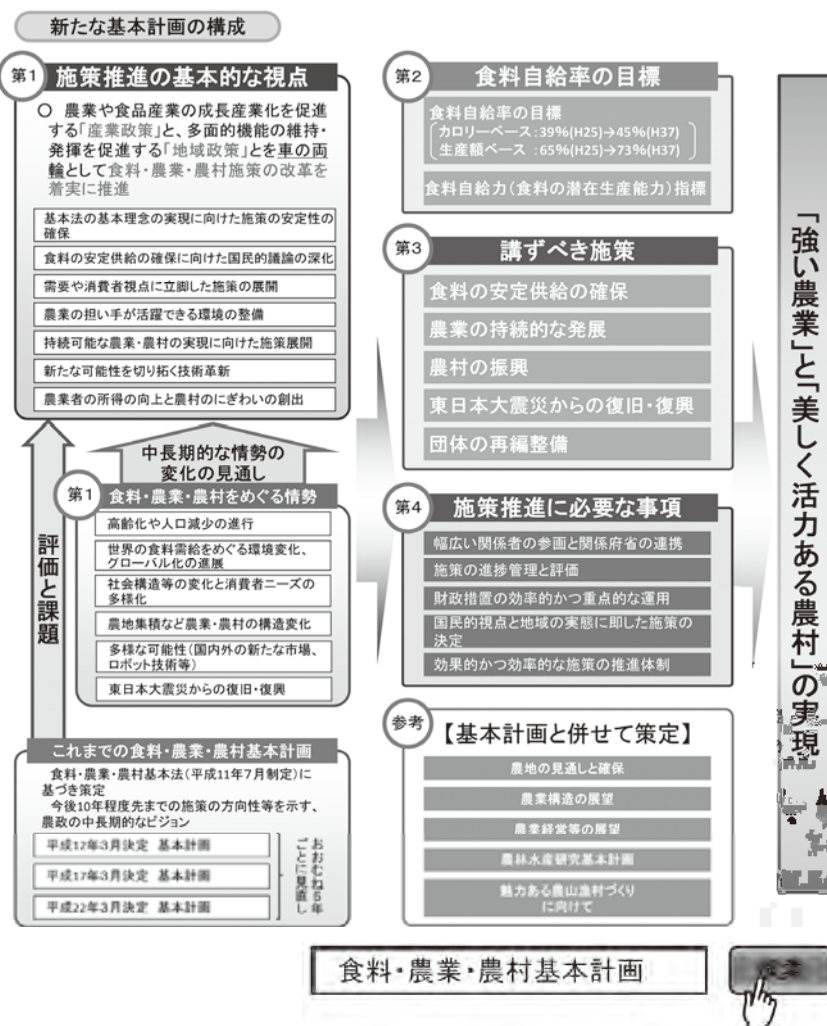
③観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流を戦略的に推進するとともに、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていく取組を推進する。また、都市農業の有する多様な機能の発揮に向けて、持続的な振興を図る。

以上、基本計画の中で農村の振興

に関する施策の部分について、簡単にふれさせていただきましたが、今後、本基本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、関係者の皆様のご理解、ご協力が必要となりますので、どうかよろしくお願いいたします。

(基本計画の詳細については、農林水産省のホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/siryou.html)をご覧ください。



後期高齢者医療制度被保険者の方へ (=75歳以上の方[65歳～74歳までの障害認定の方も含む]) 保険証の到着確認をお願いします

8月1日から保険証(後期高齢者医療被保険者証)が新しくなります。

新しい保険証は茶色です。7月中旬に普通郵便でお送りしましたので、確認をお願いします。(封筒はうぐいす色です。希望のあった方には「簡易書留」でお届けしました。)

「保険証が見あたらない」、「紛失してしまった」という方は、再交付の申請をしていたく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

○臓器提供意思表示欄について

保険証の裏面には、臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。脳死後や心臓停止後の臓器提供の意思表示にご活用ください。

※記入は任意ですので、必ず記入しなければならないものではありません。

※記入内容を見られたくない場合は、役場窓口においてあります「個人情報保護シート」をご利用ください。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」がご利用できます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。

問い合わせ先 健康課 国保係 ☎64-8801(直通)

後期高齢者医療被保険者証

有効期限

被保険者番号

被 注 市

氏 名

生年月日

資格取得年月日

見 効 期 日

交付年月日

一部負担金の割合

保 険 者 番 号
非 び に 保 険
者 の 名 姓 及
び 印

群馬県後期高齢者医療広域連合
前橋市大町一丁目6番地7
電話番号 027-256-7171

注 意 事 項

- この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 保険医療機関において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。
- 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に提出してください。また、転居の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。
- 有効期限が経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市町村に提出して、保険者の確認又は更新を受けてください。
- 不正にこの証を使用した者は、罰法により罰金刑として懲役の処分を受けることがあります。
- 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期日から1年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。

備 考

臓器提供に関する意思表示欄

- 1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

1又は2を選んだ方で、提供したい臓器があれば、×をつけてください。
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・脾臓・小腸・胆臓】
(特記欄)

署名年月日 年 月 日

本人署名 (自筆) 家族署名 (自筆)

下仁田南牧医療事務組合下仁田厚生病院 事務職員採用資格統一試験

事務職員採用資格統一試験は、群馬県町村会に委託して実施する第1次試験(資格統一試験)と、下仁田南牧医療事務組合で実施する第2次試験です。

受験希望者は、試験申込用紙を下仁田南牧医療事務組合下仁田厚生病院総務課から取り寄せ申し込みして下さい。

受験資格

昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業、又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者

試験方法

第1次試験 高等学校卒業程度の教養試験
第2次試験 口述試験,作文試験,身体検査

試験日

第1次試験 9月20日(日)
第2次試験 11月上旬予定

採用予定人員 1名

(注)採用予定人員については、現時点での予定であり今後変更になることがあります。

試験の結果、合格者がいない場合もあります。

受付期間 8月3日(月)～8月18日(火)【土・日曜日及び祝日を除く】

申込・問合せ先 下仁田南牧医療事務組合下仁田厚生病院 総務課 ☎82-3555 内線312

下仁田町在宅要援護者紙おむつ購入費扶助事業 平成27年度前期申請

町では在宅で紙おむつを常時使用している高齢者及び障害者に対し紙おむつ購入費の扶助を行っています。対象期間を前期・後期に分け、申請を受け付けます。

今回の対象期間は平成27年3月購入分から平成27年8月購入分まで(前期)です。

対象者

- ①要介護2以上の判定を受けている方
- ②身体障害者手帳「1級・2級」の方
- ③療育手帳「A」の方

※いずれも町に住所を有する方が対象です。ただし、15日以上入院・入所(地域密着型サービス利用・ショートステイ含む)期間がある月は対象外です。また、対象期間中で上記①～③の基準に該当しない月は対象外となります。

申請期間(前期分) 8月12日～9月11日まで

申請に必要なもの

- ①介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれか1つ(複数所持者はすべて持参)
- ②領収書(紙おむつの金額が明記されているもの)レシートは不可
- ③申請者の印鑑
- ④申請者の指定預金口座番号(ゆうちょ銀行の場合は店番・口座番号)
- ⑤入院・入所(地域密着型サービス利用・ショートステイ含む)がある場合は、その期間を教えてください。

扶助額 購入価格の2分の1の額又は月額2千円のうちいずれか低い額

問い合わせ 健康課 介護保険係 ☎64-8802 福祉係 ☎64-8803

介護慰労金を支給します

町では、身体上または精神上の理由により、在宅の高齢者を介護する方の労をねぎらい、在宅福祉の増進を図ることを目的とし介護慰労金を支給しています。

【支給対象者】

平成27年8月1日現在で、次の(1)および(2)の要件を満たしている在宅の寝たきり又は認知症の高齢者を居宅において1年以上継続して介護している方

- (1)町内に住所を有し、年齢が65歳以上であること
- (2)要介護4又は5に相当する状態が1年以上継続し、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの期間中にショートステイおよび入院等により在宅生活を離れた期間が通算100日を超えない方

【支給金額】80,000円 【申請期間】8月3日(月)～31日(月)

【問合せ/申請窓口】健康課 高齢者支援係 ☎64-8804

し尿収集運搬業務休業についてお知らせ

荒船環境興業は、8月12日(水)から14日(金)まで、下南興業社は、8月13日(木)から14日(金)までお盆休暇のため「し尿収集業務」を休ませていただきます。また、この時期は収集依頼が混み合いますので、お早めに業者に連絡して下さい。

連絡先 (有)荒船環境興業 ☎84-3471 (有)下南興業社 ☎82-3019

9月は、乾電池、体温計、蛍光管の収集月です。

「燃えないゴミの収集日」に収集場所に出してください。

- ・乾電池、体温計は、中身が見える透明な袋に分けて入れ、氏名を書き、出して下さい。
- ・蛍光管は、束ねるか透明な袋に入れる。(束ねたものには氏名記入。)

割れた蛍光管や電球は、燃えないごみ袋に入れて出して下さい。

問合せ先 甘楽西部環境衛生施設組合事務局(下仁田町役場内) ☎64-8811

